

令和3年11月30日提出

# 令和3年11月市議会定例会

## 説明書・参考

議案第103号～議案第107号

島 田 市



# 説 明 書

## 議案第103号 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員の給与を引き下げる方針が決定されたことを受け、市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 議案第104号 島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員の給与を引き下げる方針が決定されたことを受け、市長及び副市長の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 議案第105号 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員の給与を引き下げる方針が決定されたことを受け、教育長の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 議案第106号 島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員の給与を引き下げる方針が決定されたことを受け、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 議案第107号 島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員の給与を引き下げる方針が決定されたことを受け、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。



# 目 次

議案第103号	島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	1
議案第104号	島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	3
議案第105号	島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	5
議案第106号	島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	7
議案第107号	島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	9

# 議案第103号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例

### 新 条 文

#### ○第1条関係

(期末手当)

#### 第5条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

#### ○第2条関係

(期末手当)

#### 第5条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

# 対 照 表

## 旧 条 文

### ○第1条関係

(期末手当)

#### 第5条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

### ○第2条関係

(期末手当)

#### 第5条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

# 議案第104号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市特別職の職員の給与に関する条例

### 新 条 文

#### ○第1条関係

(その他の給与)

#### 第5条 省略

##### 2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

##### 4 省略

##### 5 省略

#### ○第2条関係

(その他の給与)

#### 第5条 省略

##### 2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

##### 4 省略

##### 5 省略



# 対 照 表

## 旧 条 文

### ○第1条関係

(その他の給与)

#### 第5条 省略

##### 2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

##### 4 省略

##### 5 省略

### ○第2条関係

(その他の給与)

#### 第5条 省略

##### 2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

##### 4 省略

##### 5 省略

# 議案第105号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

### 新 条 文

#### ○第1条関係

(その他の給与)

#### 第3条 省略

##### 2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

##### 4 省略

#### ○第2条関係

(その他の給与)

#### 第3条 省略

##### 2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

##### 4 省略

# 対 照 表

## 旧 条 文

### ○第1条関係

(その他の給与)

#### 第3条 省略

##### 2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

##### 4 省略

### ○第2条関係

(その他の給与)

#### 第3条 省略

##### 2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

##### 4 省略

# 議案第106号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市病院事業管理者の給与に関する条例

### 新 条 文

#### ○第1条関係

(期末手当)

#### 第6条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

#### 3 省略

#### ○第2条関係

(期末手当)

#### 第6条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

#### 3 省略

# 対 照 表

## 旧 条 文

### ○第1条関係

(期末手当)

#### 第6条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

#### 3 省略

### ○第2条関係

(期末手当)

#### 第6条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

#### 3 省略

# 議案第107号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市職員の給与に関する条例

### 新 条 文

#### ○第1条関係

(期末手当)

#### 第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

ㄱ 省略

(4)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4

ㄱ 省略

6

#### ○第2条関係

(期末手当)

#### 第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

ㄱ 省略

(4)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4

ㄱ 省略

6

# 対 照 表

## 旧 条 文

### ○第1条関係

(期末手当)

#### 第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

ㄱ 省略

(4)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4

ㄱ 省略

6

### ○第2条関係

(期末手当)

#### 第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

ㄱ 省略

(4)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4

ㄱ 省略

6